

資料 6

無形文化遺産保護条約に関する特別委員会（第5回）
H 2 2 . 7 . 8

文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会 の議事の公開について

平成 2 2 年 7 月 8 日
文化審議会文化財分科会
無形文化遺産保護条約に関する
特 別 委 員 会 決 定

文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会において
は、「文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会の設置
について（平成 2 2 年 2 月 1 9 日文化審議会文化財分科会決定）」2. 調査事項
（2）について調査を行う場合は、「文化審議会文化財分科会の会議の公開につ
いて（平成 2 2 年 2 月 1 9 日文化審議会文化財分科会決定）」9. で準用する 1.
（3）に該当するものとする。